

【厚生労働大臣の定める掲示事項 ESTクリニック】

1. 当クリニックは厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2. 入院基本料について

当クリニックは 有床診療所入院基本料 1

当該診療所（療養病床を除く）における看護職員の数 が 7 名以上であること、そして患者に対して適切な医療を提供できる機能を有していること。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策、栄養管理体制について

当クリニックは入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療完全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 当クリニックは東北厚生局に下記の届出を行っております。

① 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 医師配置加算 1（当該診療所における医師の数が 2 名以上、急性期医療を担う診療所）
- 看護配置加算 1（当該診療所における看護職員の数 が看護師 3 名を含む看護職員が 10 名以上）
- 夜間看護配置加算 1（当該診療所における夜間の看護職員及び看護補助者の数が、看護職員 1 名を含む 2 名以上）
- 看護補助配置加算 1（当該診療所における看護補助者の数が 2 名以上）
- 看取り加算 ● 栄養管理実施加算
- 緩和ケア診療加算 ● 機能強化加算
- 医療 DX 推進体制整備加算（2026 年 5 月 31 日まで）

② 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- がん性疼痛緩和指導管理料 ● 腎代替療法実績加算
- CT 撮影及び MRI 撮影 ● 肝炎インターフェロン治療計画料
- 医療機器安全管理料 1 ● 在宅時医学管理料 ● 在宅支援診療所 3
- 検体検査管理加算（Ⅱ）
- コンタクトレンズ検査料 1（200 点）

- コンタクトレンズ診療を行っている医師：高橋后幸（眼科診療 27 年目）
- 人工透析（慢性維持透析を行った場合 1） ●人工腎臓導入期加算 2
 - 透析液水質確保加算 2 ●下肢末梢動脈疾患指導管理加算
 - 脳血管疾患等リハビリテーションⅢ ●運動器リハビリテーションⅢ
 - 呼吸器リハビリテーションⅡ ●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

5.入院食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当クリニックは入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。（朝食：午前 7 時半 昼食：午後 12 時 夕食：午後 6 時）

当クリニックは患者様用の食堂は準備しておらず、職員が各病室に食事を運び、患者様には各病室で食事を摂って頂いています。

令和 7 年 4 月 1 日

所得区分	負担額（1食あたり）
現役並み所得者	510 円
一般	510 円
住民税非課税世帯	240 円
低所得者Ⅱ	240 円
低所得者Ⅰ	110 円
指定難病	300 円

6.明細書発行体制について

当クリニックは医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、会計の無い（自己負担が無い）患者様でもご希望があれば明細書を無料で発行しております。

※1 明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご家族など代理の方が会計を行う場合、その代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にご旨お申し出ください。

※2 領収書（明細書を除く）の原則再発行は行っておりません。大事に保管して下さい。どうしても再発行が必要な場合は別途料金（1000 円）を頂いております。

7.当クリニックでの表示診療時間以外における診療について

当クリニックは **24 時間電話**対応しており、必要に応じて時間外診療等を行っております（電話 **0172-29-5500**）。

8.保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

・長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を患者様が希望した場合、その差額の一部を自己負担する制度です。令和6年10月1日から導入され、患者さんが長期収載品を希望する際には、選定療養費として特別の料金を負担する必要がありますので予めご了承ください。

9.保険外負担（保険外書類や特別の療養環境の提供）に関して

当クリニックは保険外負担に関する料金を別紙一覧にて提示させて頂いております。